

可児市子ども・子育て支援事業計画

第3期

可児市

令和7年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 はじめに	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の推進	
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 統計からみる可児市の状況	
2 ニーズ調査について	
3 ニーズ調査からみた現状と課題	
第3章 計画の基本理念等	17
1 基本理念	
2 基本理念を形にする体系図	
3 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組み	
第4章 事業の展開	21
第5章 量の見込みと確保の内容	31
1 提供区域の設定	
2 事業別 量の見込みと確保の内容等	
3 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保	
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	

第1章

計画の概要

1 はじめに

子どもは、社会の希望です。その子どもが、健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けて、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されており、差別的取扱いを受けないようにすることや、福祉に係る権利や教育を受ける機会が等しく与えられること、子どもの養育に関し十分な支援を行うこと等を基本理念としています。

こうした国の動きを加味しつつ、当市における子どもを取り巻く環境の変化や、関連施策の動向を踏まえ、社会全体で子どもや子育て家庭を切れ目なく支えることができるよう、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のための具体的事業を記載する計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次の計画として位置づけます。

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困対策計画」

なお、可児市市政経営計画、可児市地域福祉計画、可児市教育振興基本計画等、本市の各種関連計画とも整合を図り策定しています。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の推進

本計画に位置付けた事業を着実に実施し、その実施状況等について自己点検・評価するとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し、可児市子ども・子育て会議において必要な事項等について確認をすることで、計画を推進します。

第2章

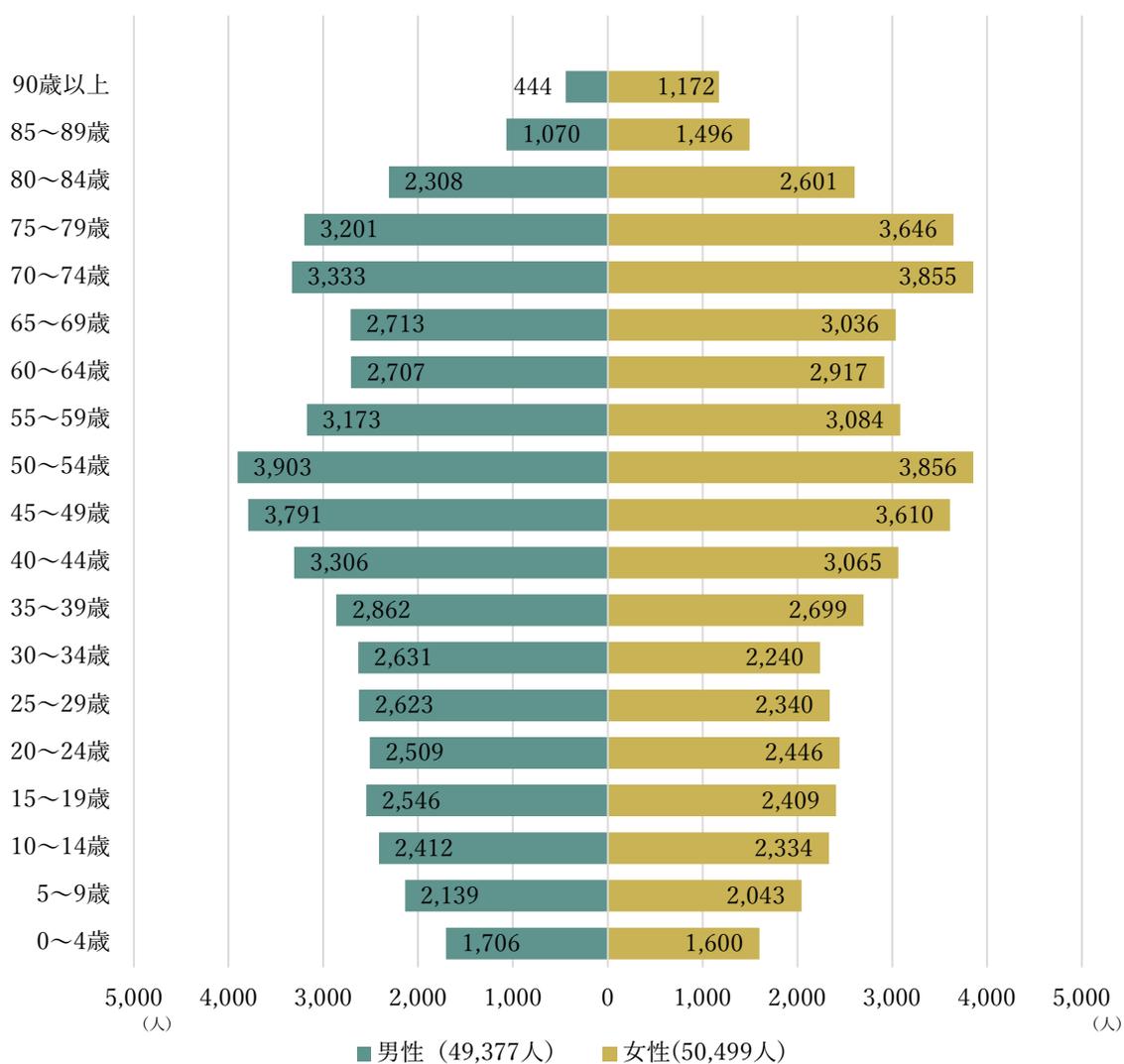
子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみる可児市の状況

(1)人口の状況

令和6年4月1日における本市の年齢階級別人口は、男女ともに50～54歳が最も多く、また、人口の少ない階級を14歳以下が占めており、少子化が進行しています。

◆年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日）

令和 11 年までの 0 歳児から 11 歳児の人口は、今後も減少を続け、令和 11 年には推計で 7,900 人程度になります。

◆児童人口推計

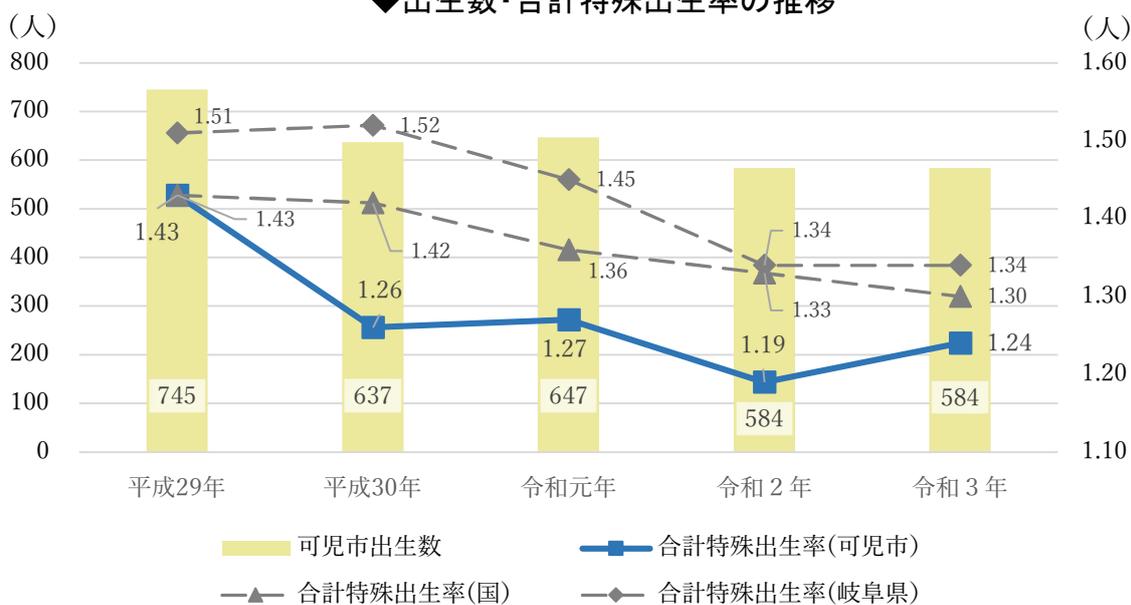


資料：実績は可児市の統計

(2)出生の状況

出生数は減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成 30 年以降、国、岐阜県を下回っていますが、令和 3 年は令和 2 年より増加しました。

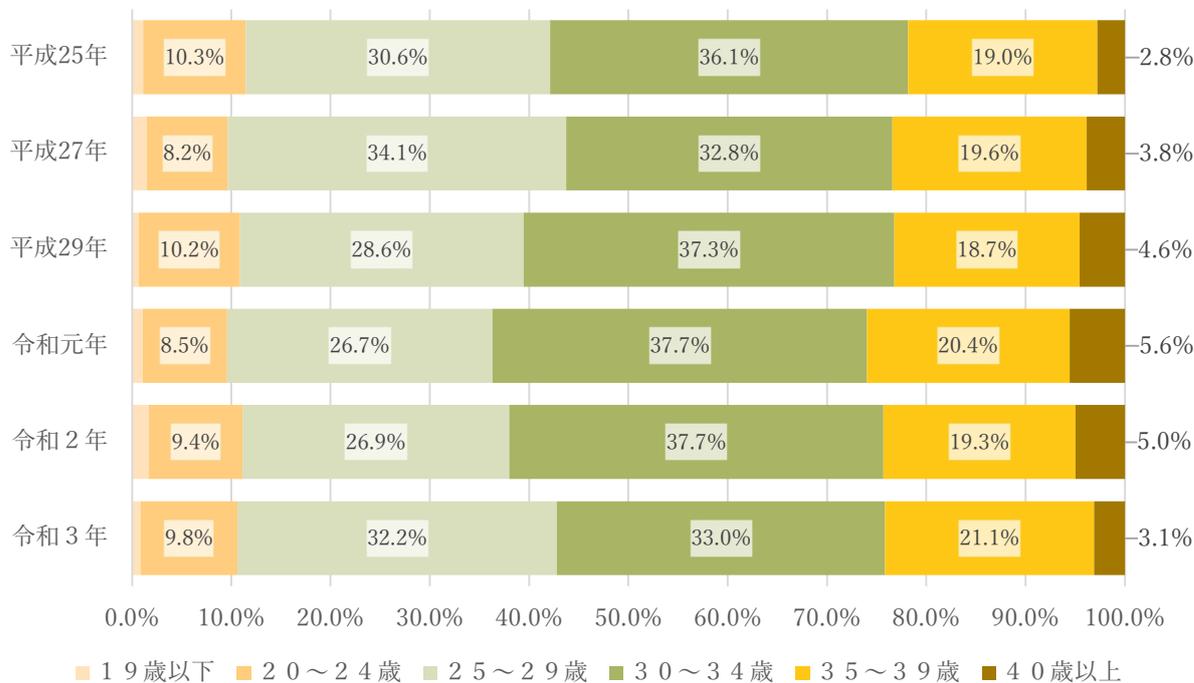
◆出生数・合計特殊出生率の推移



資料：可茂地域の公衆衛生

母の年齢階層別出生割合は、令和元年まで出産の高齢化の傾向がみられましたが、令和2年からは傾向が逆転しています。

◆母の年齢階層別出生割合の推移

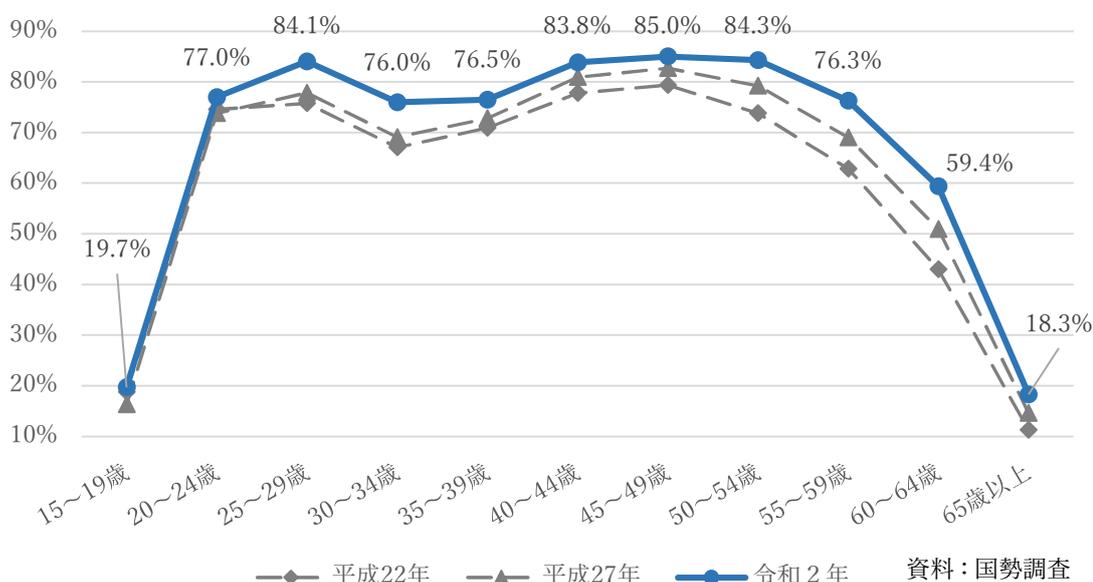


資料：可茂地域の公衆衛生

(3) 女性の労働等の状況

女性の年齢階層別労働力率は、子育て期にあたる30歳代が低くなるM字型となっており、依然としてこの形に変化はありませんが、労働力率は上昇しています。

◆女性の年齢階層別労働力率の状況

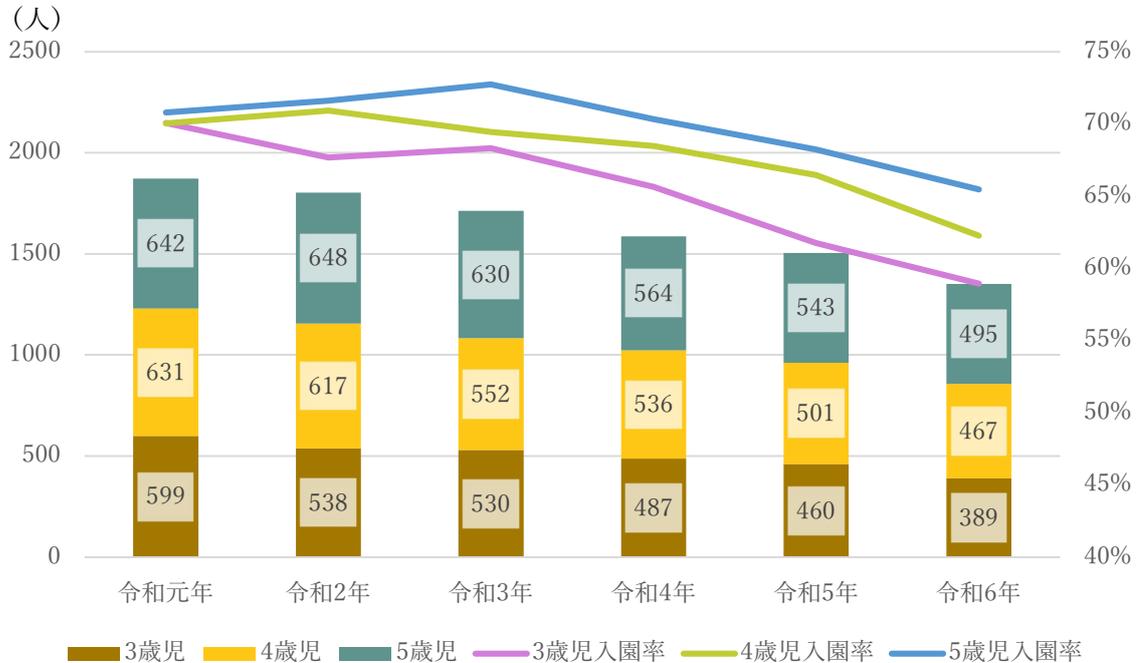


資料：国勢調査

(4) 保育園・幼稚園の状況

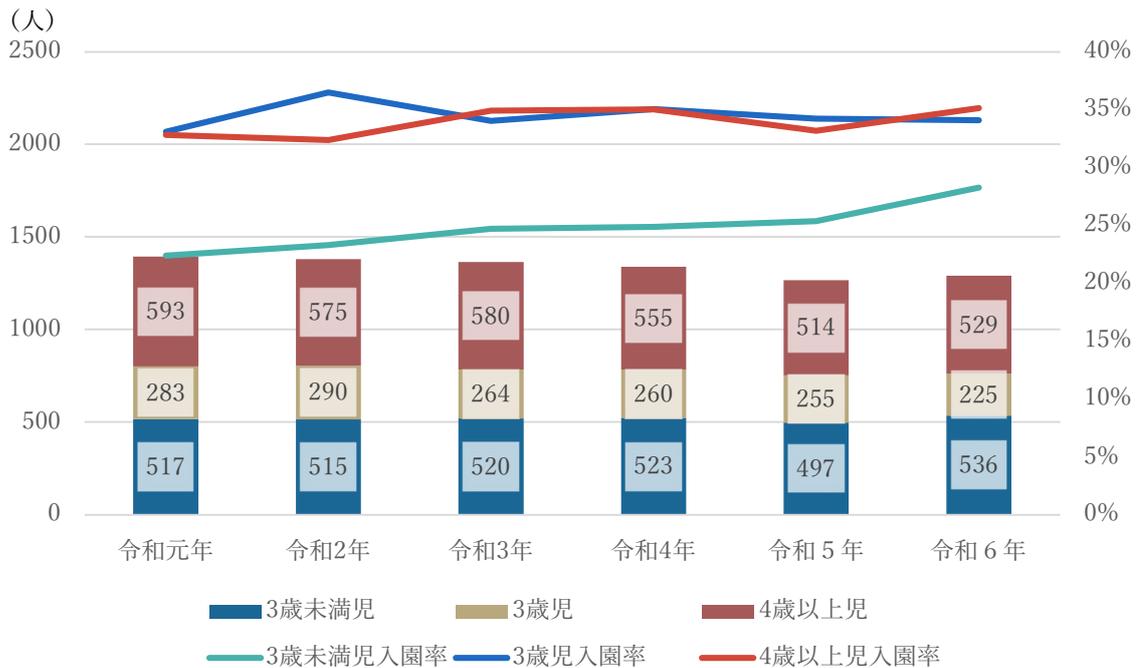
1号認定の入園児数は全ての年齢で減少しています。2号、3号認定の入園児数は、3歳未満児は増加していますが、3歳児、4歳以上児は減少傾向となっています。ただし、3歳児、4歳以上児の入園率は横ばいとなっています。

◆ 幼稚園・認定こども園(1号認定)の入園状況



資料：保育課

◆ 保育園、認定こども園、小規模保育施設(2号・3号認定)の入園状況

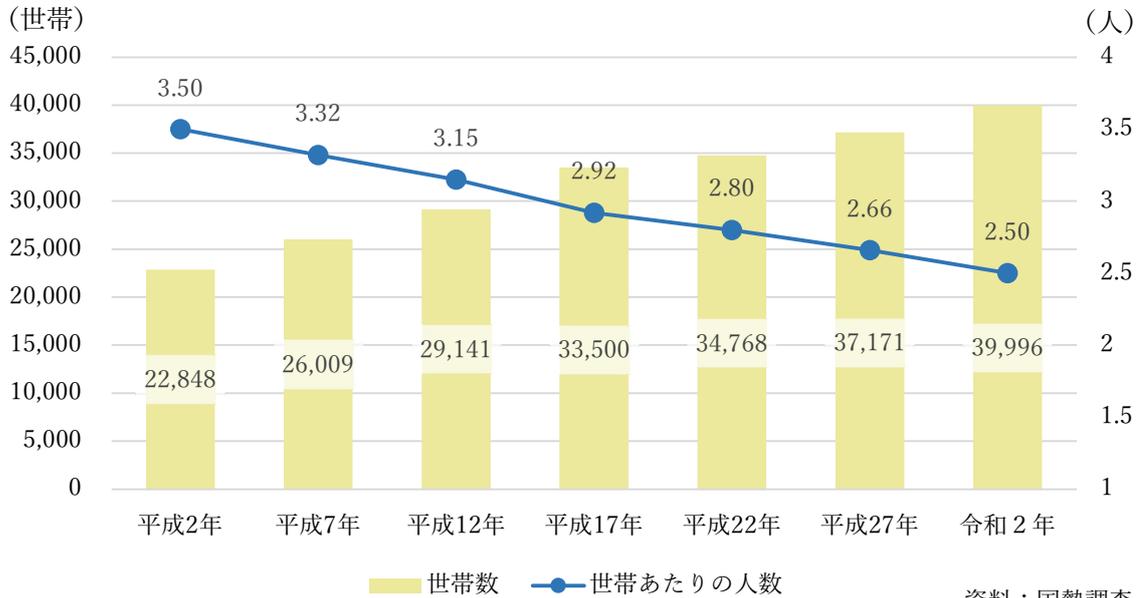


資料：保育課

(5)世帯の状況

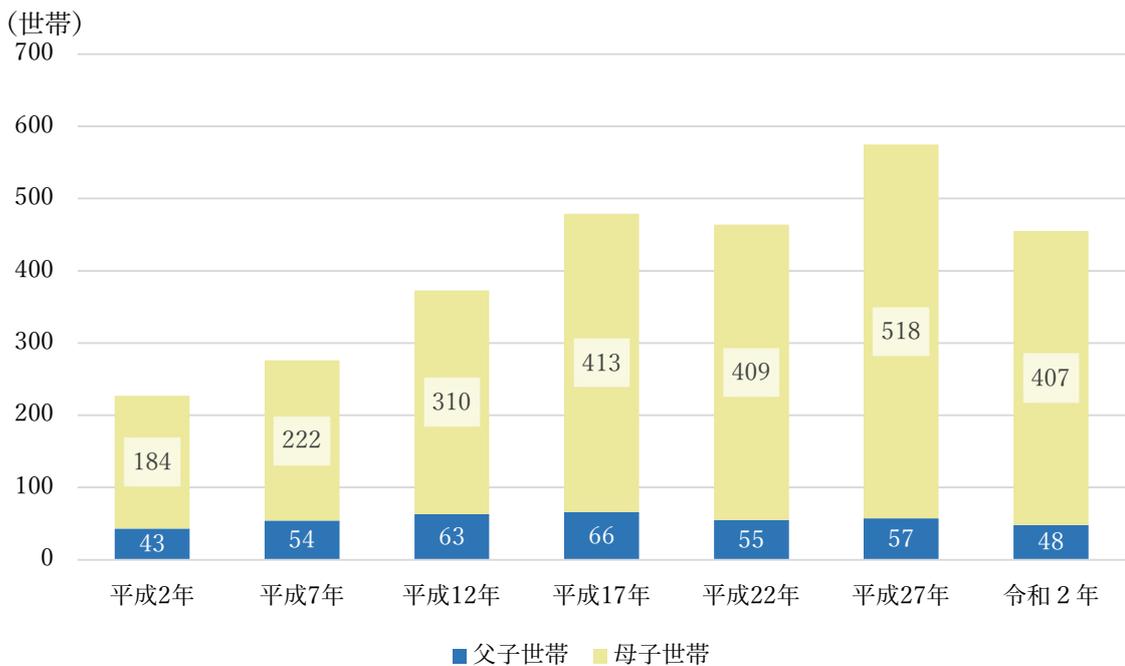
世帯数は増加しており、世帯当たりの人員数は減少しています。

◆世帯数及び世帯あたりの人数の推移

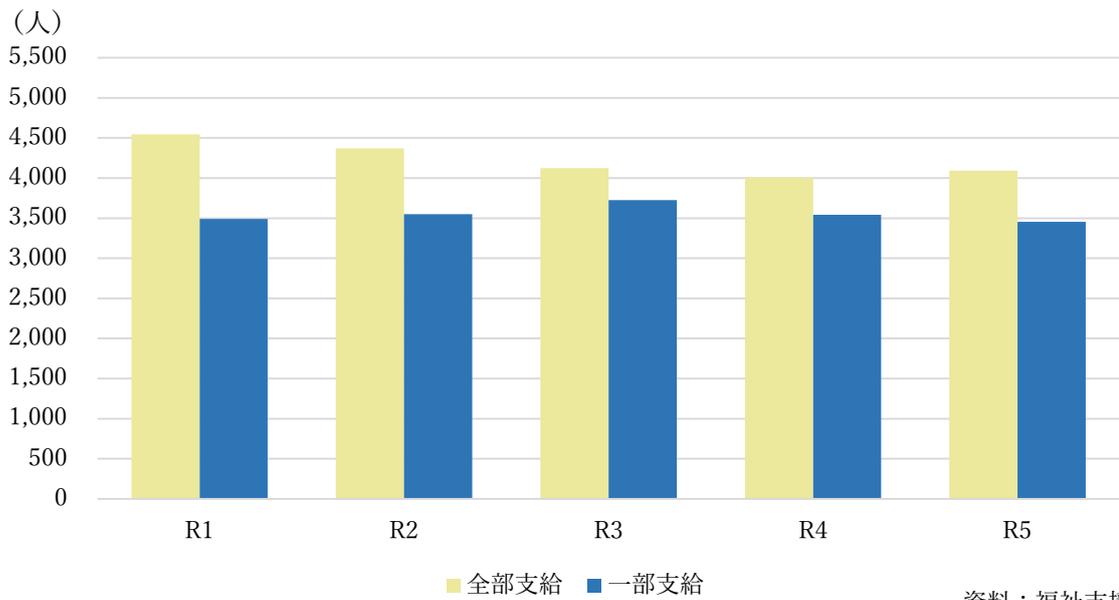


ひとり親世帯数は、平成27年まで増加傾向でしたが、令和2年は平成27年の8割弱になっており、児童扶養手当の受給者数も令和元年以降減少している一方で、就学援助数は増加しています。

◆ひとり親世帯数の推移

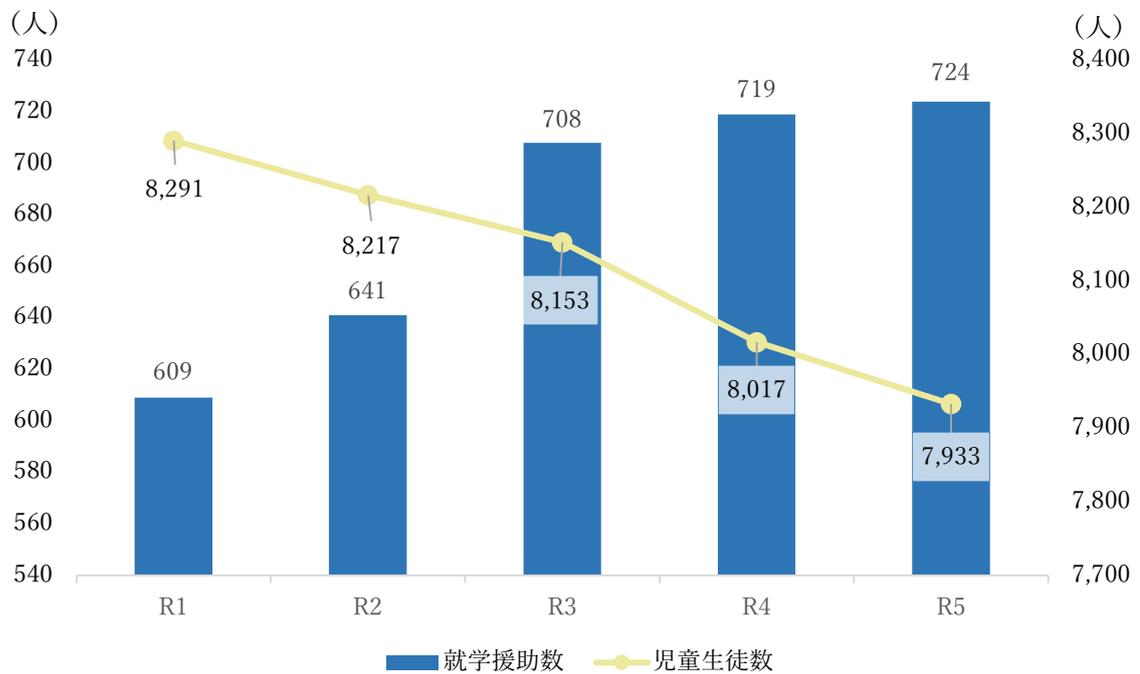


◆児童扶養手当の受給者数の推移



資料：福祉支援課

◆就学援助数の推移



資料：学校教育課

2 ニーズ調査について

(1)調査概要

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向等から各事業のニーズを把握し、量の見込みを算定することを目的にアンケート調査を実施しました。

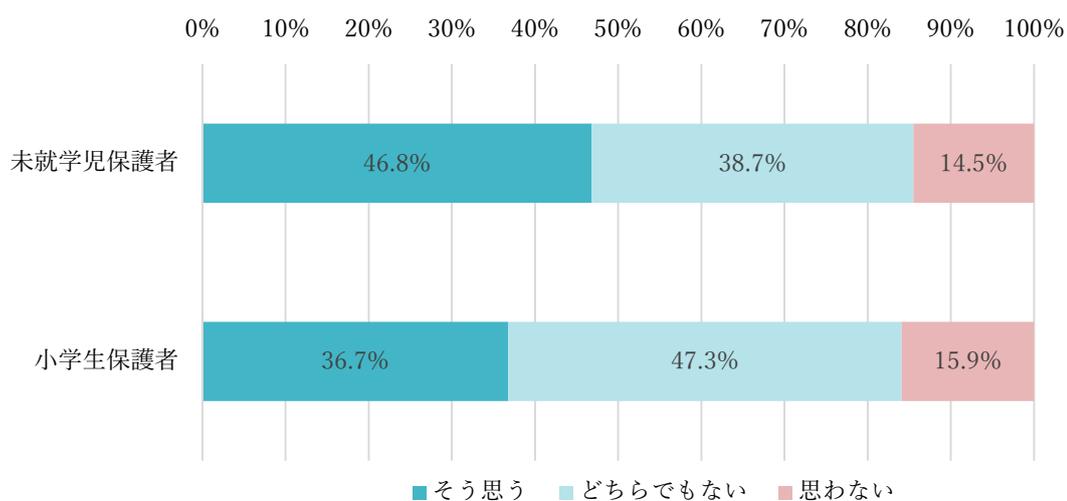
- ・調査地域 : 市全域
- ・調査対象者 : 下表「調査対象」のとおり
- ・抽出方法 : 無作為抽出
- ・調査期間 : 令和6年1月15日～2月22日
- ・調査方法 : 郵送配付・WEB回答・郵送回答

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
未就学児童の保護者	1,000	393	39.3%
小学生の保護者	1,000	452	45.2%
合 計	2,000	845	42.2%

(2)調査結果

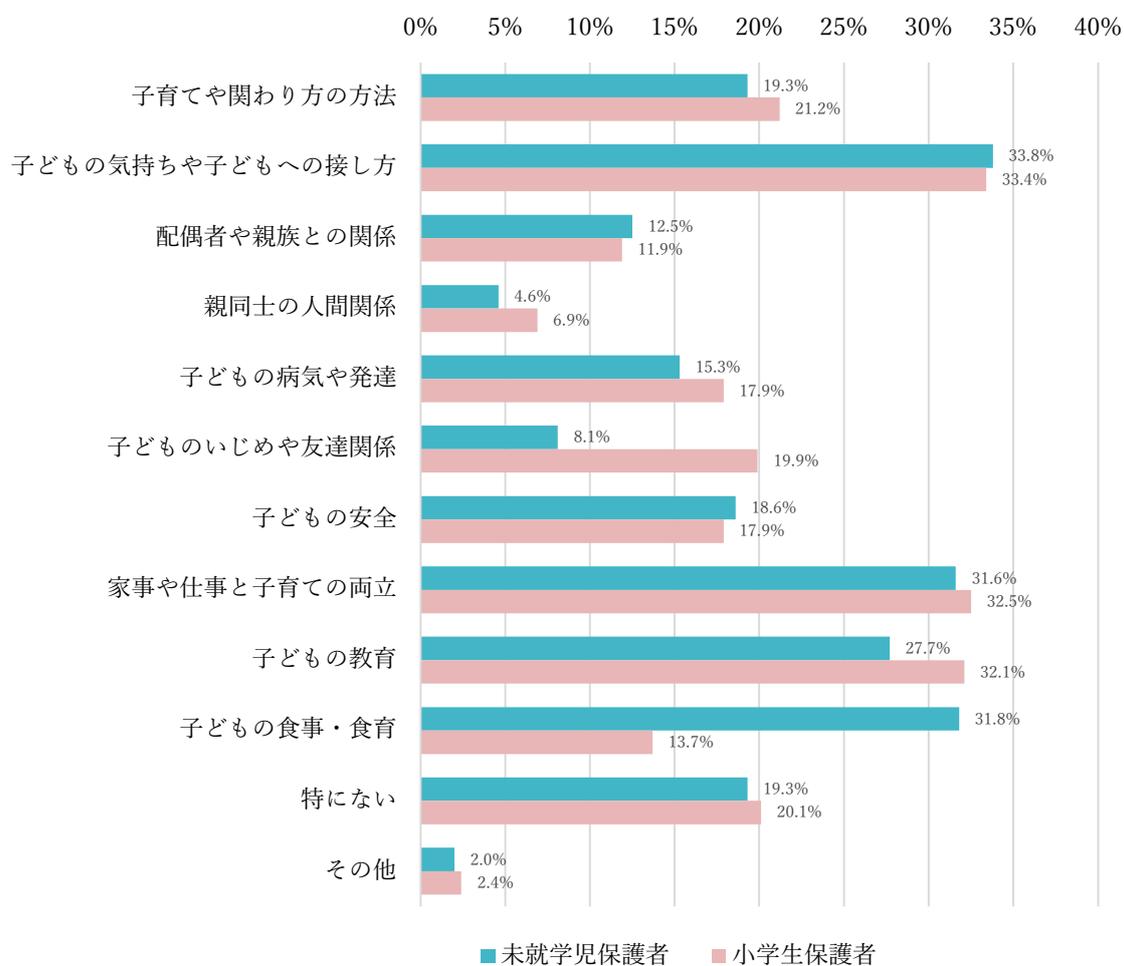
①可児市は子育てしやすいまちだと感じるか〈単数回答〉

「そう思う」の割合が未就学児童の保護者（以下、「未就学児保護者」といいます。）は46.8%、小学生の保護者（以下、「小学生保護者」といいます。）は36.7%となっています。



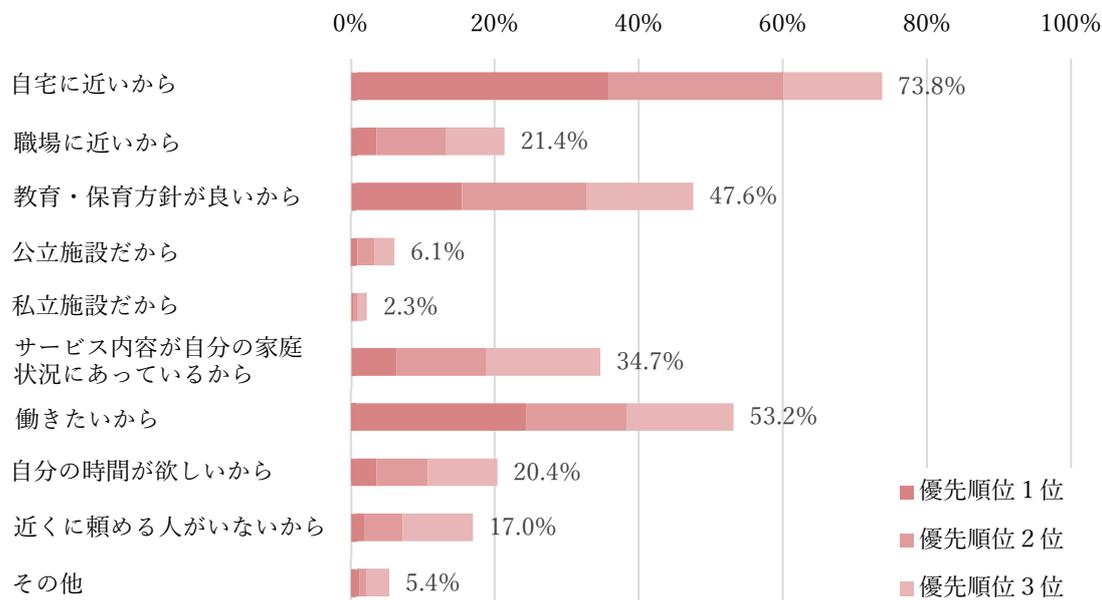
②子どもや子育てに関する悩み(複数回答)

「子どもの気持ちや子どもへの接し方」、「家事や仕事と子育ての両立」について、未就学児保護者、小学生保護者ともに割合が高く、「子どもの食事・食育」については、未就学児保護者のみ高い割合となっています。



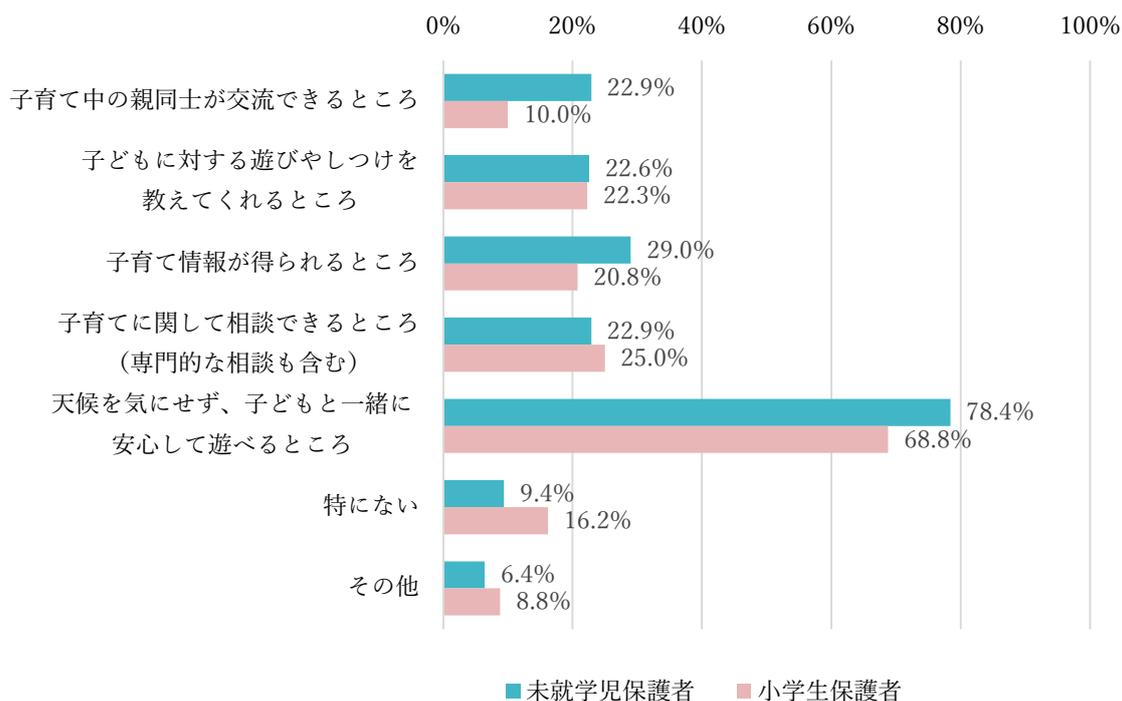
③定期的な教育・保育事業を選ぶ際に優先すること〈複数回答〉

優先順位1位～3位を合計すると、「自宅に近いから」が最も多く、次いで「働きたいから」となっています。



④可見市で子育てをする上で充実してほしい場所〈複数回答〉

「天候を気にせず、子どもと一緒に安心して遊べる場所」が未就学児保護者で78.4%、小学生保護者で68.8%とそれぞれ最も高くなっています。



3 ニーズ調査からみた現状と課題

(1)子どもの育ちをめぐる環境

《保護者の配偶状況》

未就学児童を養育する家庭の5.5%、小学生を養育する家庭の9.5%は、ひとり親世帯であり、子育てはもちろんのこと、仕事や生活全般にかかるひとり親世帯特有の困りごと等への支援が必要です。

《子育てを主に行っている人》

子育てを主に母親が行っている家庭の割合は高く、母親が一人で悩みを抱えないよう、相談・交流の場の充実や、父親のさらなる育児参加が求められています。

《子育てに最も影響すると思われる環境》（未就学児童）

子どもの養育については、家庭が基本であり、家庭環境は大きな影響をもたらします。父母その他の保護者が、喜びを持って子育てができるよう、地域が子育てにかかわる体制を整え、保護者の子育てを支えていくことが大切です。

《子どもを預かってもらえる人の有無》

日頃、子どもの預け先がない世帯は、未就学児保護者で11.7%、小学生保護者で7%存在し、一時預かりやファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業（ショートステイ）等による預かり先を提供することが必要です。

緊急時や用事の際に、子どもをみてもらえる友人等のいる家庭は、全体の1割程度であり、保護者同士の交流の促進や仲間づくりへの支援が求められています。

(2)保護者の就労状況

就労日数は1週当たり5日が最も多く、1日当たりの就労時間では、母親、父親間で差がみられ、母親が短時間勤務制度やパート・アルバイトなどで短時間勤務している形態が多いことが分かります。パート・アルバイトなどで就労している人は、そのままの形態を続けたい人の割合とフルタイムへ転換したい人の割合は、拮抗している状況です。

現在就労していない人については、子どもが大きくなれば働きたいと考えている方も多くいます。

こうした状況において、多様な働き方・生き方が選択できるよう、働きながら子育てを行う家庭を支援する保育サービスを確保するとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みが必要です。

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(未就学児保護者)

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化以降、幼稚園利用者は減少しているものの、それ以上に保育園利用者が増加しており、全体としては幼稚園・保育園の定期利用者は70.9%で5年前(67.3%)から増加しています。

また、幼稚園・保育園の未利用者は29%で5年前(32%)から減少しており、そのうち61.2%の人が3歳以上になったら利用したいと考えています。

幼稚園・保育園を選ぶ理由としては、「自宅に近い」が最も多くなっていますが、「就労している＝保育園」という認識のもと、近くに幼稚園があっても保育園を希望する保護者もいるため、よりニーズにあった園が選べるよう、幼稚園・保育園等の利用について詳細な情報の周知が必要です。

(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況(未就学児保護者)

地域子育て支援拠点事業を利用している割合は30%を切っており、現在利用していない人で、今後利用したいと回答した割合は、23.9%となっています。

身近な交流の場や相談先として、多くの子育て家庭が地域子育て支援拠点を利用できるよう、当事業を推進していく必要があります。

(5) 病気の際の対応

子どもの病気やケガによる看護を理由として仕事を休んだ保護者のうち、未就学児保護者で36.8%(5年前39.6%)、小学生保護者で17.3%(5年前17.6%)が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と考えており、5年前と比べニーズは横ばい状況にあります。

また、利用したいと思わない理由は、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が最も高くなっています。

(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用(未就学児保護者)

《不定期の一時預かり等について》

83.7%の人が「利用していない」と回答し、そのうち84.4%が「特に利用する必要がない」と回答していることから、多くの人は、何らかの預かり先を確保しており、一時預り事業の需要は少ないことがわかります。一方で、今後の利用意向として「利用したい」を選択している人が、34.4%存在していることや、確保していた預かり先に預けることができなかった場合等の不測の事態も想定されるため、日頃から当制度の周知等が必要となってきます。

《宿泊を伴う預かりについて》

利用意向として「利用したい」を選択している人が、9.4%であり、不定期の一時預りより数値が低く、需要は少ない状況ですが、保護者の育児疲れや不安等はいつでも起こり得ることであり、当制度の周知等を含め、支援体制の確保が必要です。

(7)放課後の過ごし方

多くの家庭が、自宅で過ごしたり、習い事に通ったりしていますが、キッズクラブ(学童保育)を利用している共働き家庭等は年々増加しています。

また、未就学児保護者への調査結果でも、キッズクラブ利用の需要は、今後も継続することが分かっており、待機児童を発生させないよう量の見込みに応じた確保の内容が求められます。

(8)子育て全般のこと

子育て中の悩みとして、「子どもの気持ちや子どもへの接し方」をあげる家庭が多く見られるため、悩みの解決に向けた情報提供や相談ができ、親同士の交流もできる場を、量の見込みに応じて確保することが求められます。

また、家事や仕事と子育ての両立について悩みを抱える家庭があるため、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みが必要です

子育てをする上で充実してほしい場所は、「天候を気にせず、子どもと一緒に安心して遊べる場所」が最も高くなっていることから、児童館や地域子育て支援拠点などの施設の利用促進が求められます。

第3章

計画の基本理念と目標

1 基本理念

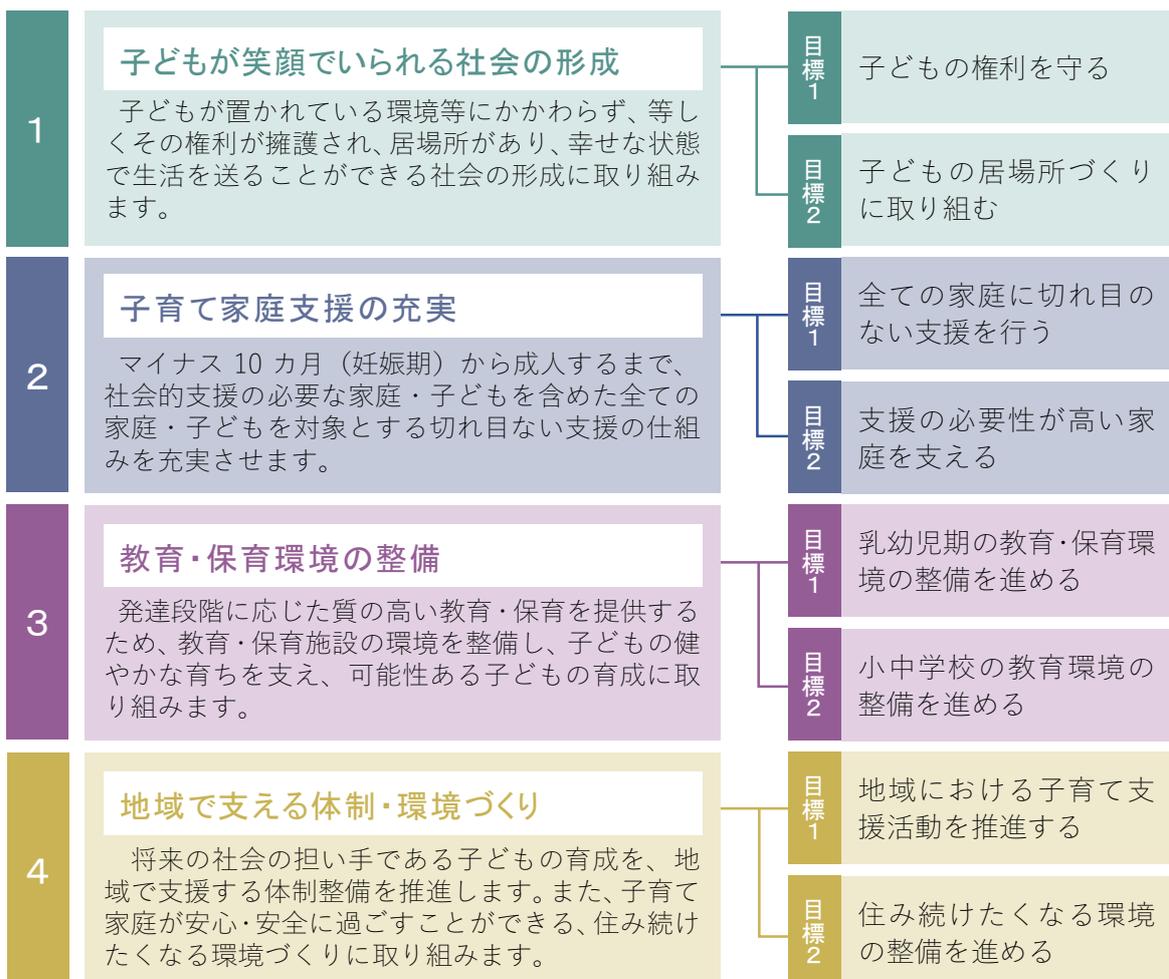
本市は、市政経営計画において、「住みごち一番・可児～すこやかに、にぎやかに、おだやかに暮らせるまち～」を目指す将来像としており、その将来像を実現するための重点項目の1つとして、『子どもの笑顔と子育て世代の安心づくり』を掲げています。

本計画は、市政経営計画と整合を図りつつ、こども基本法の目的にもある、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、基本理念を以下のとおり掲げます。

”可”能性あふれる”児”（こ）どもがそだつまち 可児

～可児っ子の笑顔をみんなで支えるまち～

2 基本理念を形にする体系図



3 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取り組み

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDGs は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものです。

本計画における、子育て支援施策の推進が SDGs の達成につながるものと考えます。

以下に、本計画に関連するアイコンを示します。



第4章

事業の展開

1

子どもが笑顔でいられる社会の形成

目標1 子どもの権利を守る

個人としてその多様な人格・個性が尊重され、基本的人権が保障された幸せな状態で成長できるよう、虐待、いじめなどの権利の侵害から子どもを守る各種取り組みを実施するとともに、子どもが意見を表明できる機会の確保に取り組みます。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
子どもの意見表明	子ども施策において、子どもの意見の政策反映に向けて、子どもの意見を聴く機会を設ける。	全部署
可児の魅力づくり推進事業	市の住みやすさや魅力の醸成に取り組む。 ・若者の市政参加の取り組みの支援	秘書政策課
人権啓発活動事業	人権啓発活動を実施する。 ・人権啓発センターとの連携	地域協働課
青少年育成事業	青少年の健全育成を推進する。 ・可児市少年センターによる相談業務 ・少年の主張大会の開催	地域協働課
多文化共生事業	外国籍市民が地域で生活していくうえで必要な支援を行う。 ・多文化共生センターによる情報提供・相談窓口	地域協働課
子どものいじめ防止事業	子どものいじめ防止や解決を図るための取り組みを行う。 ・子どもいじめ相談専用ダイヤル設置	子育て支援課
こども発達連携支援事業	幼稚園・保育園・認定こども園にて幼児期から自分の体を大切にする教育プログラムを実施する。 ・いのちのふれ愛教育の実施	子育て支援課
家庭相談事業	児童の養育問題などに関する家庭相談を行い、関係機関による支援を行う。 ・要保護児童家庭の家庭相談の実施	子育て支援課
教育研究所事業経費	児童・生徒支援に資する各種教育研究を行う。 ・心の電話相談の実施	学校教育課

目標2 子どもの居場所づくりに取り組む

子どもが孤独や孤立を感じず健やかな成長が図られるよう、安全で安心して過ごせる場や、遊びや体験活動などを提供する「子どもの居場所づくり」に取り組みます。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
(再)可児の魅力づくり推進事業	市の住みやすさや魅力の醸成に取り組む。 ・団体や企業などとの連携による魅力づくりの推進	秘書政策課
地区センター活動経費	地区センター事業を推進する。 ・子ども向け地区センター講座の開催	地域協働課
市民スポーツ推進事業	市民スポーツを推進する。 ・スポーツ交流会などのイベント開催	文化スポーツ課
体育振興一般経費	スポーツ環境の整備充実を行う。 ・B&G 財団事業の実施	文化スポーツ課
文化創造センター維持管理経費	文化創造センターの維持管理を行う。	文化スポーツ課
図書館運営一般経費	図書館の運営管理を行う。 ・児童書の適正管理	図書館
子育て健康プラザ管理運営事業	子育て支援の拠点である、子育て健康プラザの管理運営を行う。 ・みんなの書斎の管理	子育て支援課
児童センター管理運営事業	児童館4館の管理運営を行う。 ・年代に応じたイベントの実施 ・施設や設備の更新等	子育て支援課
キッズクラブ運営事業	市内 11 小学校においてキッズクラブの運営を行う。	保育課
公園管理事業	公園の維持管理、修繕を行う。	都市計画課
笑顔のもとを育む事業	児童・生徒支援に資する各種教育研究を行う。 ・不登校児童・生徒のためのスマイリングルームの運営	学校教育課

2

子育て家庭支援の充実

目標1 全ての家庭に切れ目のない支援を行う

出産からマイナス10カ月を支援の始まりと位置づけ、子どもが成人するまで、様々な関係機関などが連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく子育て家庭に提供します。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
福祉医療助成事業	安心して医療を受けられる環境を創出する。 ・子どもの保険内診療の自己負担額の助成	福祉支援課
高等学校就学準備等支援金支給事業	高等学校就学等の支援を行う。 ・中学校3年生の児童の保護者等へ支援金の支給	福祉支援課
児童手当事業	子育て家庭に経済的支援を行う。 ・高校生年代までの児童手当の支給	福祉支援課
母子健康教育事業	各種教室の実施等により、正しい知識や情報の提供を行う。 ・母子健康手帳の交付 ・マタニティ教室等各種教室の実施 ・かにつ子ナビの管理運営 ・食育の推進	健康増進課
妊婦・産婦・乳幼児健康診査事業	妊婦健康診査や乳児健康診査などの健康診査を実施する。 ・各種健康診査の実施 ・妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、1か月児健康診査の助成	健康増進課
妊婦・乳幼児健康相談事業	子育て家庭の相談業務を実施する。 ・妊婦相談、こども相談、すくすく相談などの相談の実施	健康増進課
予防接種事業	健康保持と公衆衛生の向上及び増進を図るため、法定予防接種を行う。 ・定期予防接種の実施 ・子どものインフルエンザ予防接種費用助成	健康増進課
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、経済的支援や相談支援を行う。	健康増進課

妊婦・乳幼児等訪問指導事業・こんにちは赤ちゃん事業	対象の家庭を訪問し、不安の軽減や現況確認、情報提供などを行う。 ・妊婦家庭訪問の実施 ・新生児等家庭訪問の実施	健康増進課 子育て支援課
子育て支援推進事業	総合的な子育て支援を推進する。 ・市内9カ所の地域子育て支援拠点運営 ・利用者支援事業の実施 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課
第二子以降出産祝金事業	第二子以降の出産を祝福する。 ・10万円の祝金支給	子育て支援課
家庭教育推進事業	教育の出発点である家庭教育を支援する取り組みを行う。 ・家庭教育学級の開設 ・子育てまなび講座の開催	子育て支援課
給食センター運営経費	児童・生徒の健やかな成長のため、給食を提供する。 ・発達段階に応じた食育指導の実施	学校給食センター

目標2 支援の必要性が高い家庭を支える

社会的支援の必要性が高い家庭に対しては、早期に発見し、支援につなげ、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できるよう、各種取り組みを実施します。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
(再)多文化共生事業	外国籍市民が地域で生活していくうえで必要な支援を行う。 ・多文化共生センターによる学習支援	地域協働課
障がい者自立支援等給付事業・障がい者地域生活支援事業	障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う。 ・障がい福祉サービスの提供	福祉支援課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進に資する支援を行う。 ・児童扶養手当の支給	福祉支援課
養育医療助成事業	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院が必要な乳児の支援を行う。 ・医療費の助成	福祉支援課
(再)福祉医療助成事業	安心して医療を受けられる環境を創出する。 ・ひとり親家庭等の保険内診療の自己負担額の助成	福祉支援課

こども家庭センター運営	母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、あらゆる相談に対応するこども家庭センターを運営する。	健康増進課 子育て支援課
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭の自立促進を図る。 ・就労のための資格取得に係る助成 ・情報交換等、交流の場の提供	子育て支援課
家庭相談事業	児童の養育問題等を抱える家庭に対する相談を実施し、支援につなげる。 ・子育て短期支援事業の実施 ・子育て世帯訪問支援事業の実施	子育て支援課
(再)こども発達連携支援事業	発達障がい等支援を要する子どもとその保護者に対する早期支援や、保育園や幼稚園等による取り組み支援を行う。 ・こども応援センターぱあむの設置 ・発達相談、年中児相談の実施	子育て支援課
(再)子どものいじめ防止事業	子どものいじめ防止や解決を図るための取り組みを行う。 ・いじめ防止専門委員会	子育て支援課
(再)家庭教育推進事業	学校以外の相談の場として、不登校児童の保護者を支援する。 ・不登校支援室の設置	子育て支援課
児童発達支援事業	発達支援を必要とする児童に対して療育を実施するとともに、保護者支援を行う。 ・保護者支援の充実	こども発達支援センター くれよん
児童相談支援事業	障がい福祉サービス等を必要とする児童及び保護者の支援を行う。 ・利用計画作成やサービス継続に係る調整	こども発達支援センター くれよん
市営住宅管理事業	基準より収入の少なく、住宅に困窮する世帯に安全・安心な賃貸住宅を供給する。 ・子育て家庭に対する優遇措置	施設住宅課
スクールサポート事業	学校での支援を必要とする児童・生徒の支援を行う。 ・通訳サポーターの配置 ・医療的ケア児への対応	学校教育課

ばら教室 KANI 運営事業	小中学校への入学を希望する外国籍児童・生徒への支援を行う。 ・ばら教室 KANI の運営及び指導員による生活指導、教育支援事業、日本語指導の実施	学校教育課
(再)笑顔のもとを育む事業	自己肯定感を育む環境づくりを進める。 ・つながりサポーターの配置 ・スクールソーシャルワーカーの派遣	学校教育課
(再)教育研究所事業経費	児童・生徒支援に資する各種教育研究を行う。 ・不登校児童生徒の教育支援事業の実施	学校教育課
小学校就学援助事業・中学校就学援助事業	児童・生徒の保護者への経済的支援を実施する。 ・要保護・準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励の実施	学校教育課

3 教育・保育環境の整備

目標1 乳幼児期の教育・保育環境の整備を進める

乳幼児期における教育・保育の重要性を鑑み、質の高い教育・保育を安定的に提供するため、量的充足と質的改善を図りながら教育・保育施設の運営などを行います。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
(再)こども発達連携支援事業	発達障がい等支援を要する子どもに教育・保育を提供する保育園や幼稚園等の職員の支援力向上を図る。 ・発達支援に関する研修会の開催	子育て支援課
私立保育園等保育促進事業・私立幼稚園支援事業	私立保育園・幼稚園等の充実した教育・保育の提供に係る支援等を行う。 ・運営費や補助金の交付	保育課
市立保育園管理運営経費・市立幼稚園管理運営経費	市立保育園・幼稚園を適切に運営し、充実した教育・保育を行う。 ・めぐみ保育園、土田保育園、久々利保育園、兼山保育園、瀬田幼稚園の運営	保育課

目標2 小中学校の教育環境の整備を進める

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校施設の整備などを適切に行い、質の高い公教育を提供します。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
小学校施設大規模改修事業・中学校施設大規模改修事業	安全性・機能性の向上を図る、施設の大規模改造を行う。 ・トイレの洋式化の実施 ・バリアフリー化の実施	教育総務課
小学校 ICT 活用事業・中学校 ICT 活用事業	ICT を活用し、深い学びある授業を実施できるよう、学校教育の情報化を推進する。 ・教職員のスキルアップ研修の実施	学校教育課
(再)笑顔のもとを育む事業	自己肯定感を育む環境づくりを進める。 ・ココロとカラダワークショップの実施 ・幼稚園・保育園と小学校との連携 ・体験学習活動の支援(充実)	学校教育課
学校教育一般経費・教育研究所事業経費	子どもが「生きる力」を身に付けるための教育環境を整備する。 ・教員を対象とした研修の開催	学校教育課

4 地域で支える体制・環境づくり

目標1 地域における子育て支援活動を推進する

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、また、子ども同士が集団の中で育ち合い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを行います。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
支え愛地域づくり事業	地域のボランティア活動を支援し、地域支え合いの仕組みづくりに取り組む。 ・地域支え愛ポイント制度の運用	地域協働課
(再)青少年育成事業	青少年の健全育成を推進する。 ・可児市少年センターの設置	地域協働課
体育連盟経費	可児市体育連盟による、競技スポーツの普及、各競技団体の基盤強化及び可児青少年育成センターの運営を支援する。 ・競技スポーツの普及	文化スポーツ課

スポーツ推進員活動経費・総合型地域スポーツクラブ推進事業	一市民スポーツを推進する。 ・出前講座の開催 ・可児 UNIC スポーツクラブの活動助成	文化スポーツ課
読書推進事業	気軽に本に接し、読書の喜びと楽しさを感じることができる環境づくりを行う。 ・読み聞かせボランティア等による読み聞かせの実施	図書館
地域福祉推進事業	地域において安心して暮らせるよう、地域福祉を推進する。 ・民生委員児童委員、主任児童委員等による子育てサロンの実施	高齢福祉課
(再)児童センター管理運営事業	児童館4館の管理運営を行う。 ・地域の団体等と連携した取り組みの実施	子育て支援課
(再)子どものいじめ防止事業	地域におけるいじめ防止を促進する。 ・いじめ防止協力事業所の登録推進	子育て支援課
(再)子育て支援推進事業	総合的な子育て支援を推進する。 ・子育て支援を行う市民団体の活動費助成	子育て支援課
(再)キッズクラブ運営事業	市内 11 小学校においてキッズクラブの運営を行う。 ・市民ボランティアの参加推進	保育課
学校教育一般経費・地区センター活動経費	学校を核とした地域づくりを推進する ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の実施	学校教育課 地域協働課

目標2 住み続けたい環境の整備を進める

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができ、子育て家庭が、子育てがしやすく住み続けたいと思える環境の整備に取り組みます。

事業など	事業内容・取り組み	担当課
(再)可児の魅力づくり推進事業	市の住みやすさや魅力の醸成に取り組む。 ・団体や企業などとの連携による魅力づくりの推進	秘書政策課
システム整備経費・システム管理経費	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組む。 ・オンラインサービス導入	広報情報課

交通安全推進事業	高齢者や子どもの交通安全を確保する活動を推進する。 ・児童に対する交通安全教室の実施	防災安全課
生活安全推進事業	可児地区防犯協会・可児警察署と連携した防犯活動を推進する。 ・青色回転灯パトロール活動	防災安全課
地域防災力向上事業	地域の防災力向上のために防災リーダーの育成などを行う。 ・小学生を対象とした防災キャンプの実施	防災安全課
可児わくわく Work プロジェクト事業	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直しの推進や、若い世代の市内就業を促進する。 ・優良事業者への支援 ・高校生を対象とした「可児の企業魅力発見フェア」の実施 ・かにつこ labo バスツアーの催行	産業振興課
運動公園整備事業	運動公園を整備し、スポーツや健康づくりを目的とした新たな交流の場を創出する。 ・可児市運動公園(坂戸)の整備	文化スポーツ課
文化芸術振興事業	良質な文化・芸術を体験できる鑑賞事業と市民の文化・芸術活動の支援を行う。 ・文化創造センターの運営支援	文化スポーツ課
(再)図書館運営一般経費	図書館の運営管理を行う。 ・電子図書館導入に向けた取り組み	図書館
地域医療支援	地域全体で地域の健康を守る地域医療を支援する。 ・救急医療を担う医療機関への助成	健康増進課
公共交通運営事業	誰もが安心して移動できる公共交通網を確保する。 ・コミュニティバス(さつきバス、電話で予約バス、YAOバス)の運行	都市計画課
交通安全環境整備事業・交通安全施設整備事業	歩道整備や交通安全施設の整備を行い、通学路の安全確保を推進する。 ・関係者と連携した通学路安全対策	土木課
道路改良事業	安全・安心な道路交通環境の整備を推進する。	土木課

第5章

量の見込みと確保の内容

1 提供区域の設定

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用者等の見込み）及び「確保の内容」（量の見込みに対応する確保量等）を定めます。

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、提供区域を定める必要がありますが、本市は市全域（87.57 km²）に、道路網、公共交通網が整備されていることや、現在の教育・保育の利用状況等の条件を総合的に勘案し、市全域を提供区域とし、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容を定めることを基本とします。

なお、児童育成支援拠点事業については、事業具体化の際に実態に応じた提供区域を設定することとします。

●市全域を提供区域とする教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業

【教育・保育事業】

- ・教育事業、・保育事業

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・キッズクラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・利用者支援事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業

2 事業別 量の見込みと確保の内容等

(1)教育・保育事業

①教育事業(3～5歳)

事業内容

幼稚園や認定こども園において3～5歳児を対象とし、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。

実績

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就園児童数	1,455	1,385	1,297	1,260	1,130

※各年度4月1日現在の人数

量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,104	1,025	976	889	855
確保の内容	教育・保育施設	368	368	368	368	368
	確認を受けない幼稚園	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
	B 合計	2,698	2,698	2,698	2,698	2,698
B-A		1,594	1,673	1,722	1,809	1,843

提供体制の考え方

保育園の利用ニーズが高まっている一方で、幼稚園の利用実績は、令和2年度56.6%から令和6年度は52.2%まで減少しています。

住民基本台帳人口を基に推計した対象人口は減少していく中で、幼稚園への入園割合は今後も減少傾向が続き、令和11年度には48.3%まで減少すると見込んでいます。

近隣市町から広域分の受け入れを上乗せしても、現状のままで十分な確保ができています。

なお、認定こども園に移行する場合は、円滑な移行に協力していきます。

②保育事業(3～5歳)

事業内容

保育園や認定こども園において3～5歳児を対象とし、保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみるできない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

実績

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就園児童数	870	844	816	775	758

※各年度4月1日現在の人数

量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		794	759	737	691	683
確保の内容	特定保育施設	913	913	913	913	913
	企業主導型保育施設 (地域枠)	10	10	10	10	10
	B 合計	923	923	923	923	923
B-A		129	164	186	232	240

提供体制の考え方

利用実績は、令和2年度33.9%から令和6年度は35.0%まで上昇しています。

住民基本台帳人口を基に推計した対象人口は減少していく中で、女性の就業率の上昇や幼児教育・保育無償化の影響から今後も利用率の上昇は続き、令和11年度には38.6%まで上昇すると見込みますが、量の見込みは減少傾向になると予測しています。

これに対する確保の内容として、これまでに私立保育園の開園や公立保育園の増築による定員増により受け入れ人数を増やしてきており、量の見込みに対する確保が可能な状況となっています。

③保育事業(0～2歳)

事業内容

特定保育施設（保育園、認定こども園）、地域型保育施設（小規模保育事業所）において0～2歳児を対象とし、保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

実績

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就園児童数	0歳	47	44	50	45	50
	1歳	220	217	199	214	208
	2歳	254	264	280	245	282

※各年度4月1日現在の人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳		104	108	111	115	119
	1歳		235	241	244	247	250
	2歳		272	265	272	270	272
	A 合計		611	614	627	632	641
確保の内容	特定 保育 施設	0歳	78	78	78	78	78
		1歳	191	191	191	191	191
		2歳	257	257	257	257	257
	地域型 保育 施設	0歳	27	27	27	27	27
		1歳	33	33	33	33	33
		2歳	40	40	40	40	40
	企業主 導型保 育施設 (地域枠)	0歳	16	16	16	16	16
		1歳	24	24	24	24	24
		2歳	24	24	24	24	24
	B 合計		690	690	690	690	690
B-A		79	76	63	58	49	

提供体制の考え方

利用実績は、0歳は令和2年度6.7%から令和6年度は8.9%に、1・2歳は令和2年度31.5%から令和6年度は36.8%まで上昇しています。

住民基本台帳人口を基に推計した対象人口は減少していく中で、0・1歳の年度途中での利用など、今後も未満児の保育需要は増加が続き、令和11年度には0歳は21.9%、1・2歳は49.0%まで上昇すると見込んでいます。

これに対する確保の内容として、これまでに私立保育園の開園や利用定員の増、小規模保育施設の開園等により受け入れ人数を増やしてきており、量の見込みに対する確保が可能な状況となっています。

ただし、予測以上に見込み量が増加していく場合は、利用定員の増や新たな保育施設の開園など、必要な提供体制を確保していきます。

保育利用率

国の基本指針においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、3歳未満の子どもの保育利用率の目標値を設定することとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定子どもに係る保育の利用定員数}}{\text{3歳未満の子どもの数全体}}$$

保育園等の利用意向のある子どもをすべて受け入れられる体制を整備するためには、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた上で、今後の各年度の保育利用率の目標値を設定していく必要があります。

本市においては、令和6年度現在、待機児童はありません。利用希望も加味した今後の需要予測である「量の見込み」の値はすべて、利用定員に対する今後の整備目標である「確保の内容」を下回っています。したがって、保育利用率の目標値は、各年度の3歳未満の推計児童数に占める「確保の内容」の割合とします。

◆0～2歳の保育利用率(目標値)

単位(%)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	39.3	40.2	40.4	40.8	41.2

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①時間外保育事業

事業内容

保育園、認定こども園等において、保育標準時間（11時間）を超える時間帯に、保育認定を受けた子どもに対し、保育（延長保育）を実施する事業です。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	904	890	874	831	844

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み 延べ利用者数	815	800	785	755	746
B 確保の内容	815	800	785	755	746
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

在園児が利用できる環境が既に整っていることから、現在の体制を維持していきます。

②キッズクラブ(放課後児童健全育成事業)

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で留守になる家庭の小学生を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設を利用して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。本市では、市民ボランティアなど地域の方と協働し子どもの健全育成を図るとともに、キッズクラブが地域の方々と小学生との交流の場になることを目指しています。

実績

単位(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	低学年	819	827	865	911	957
	高学年	14	21	41	46	63
合計		833	848	906	957	1,020

※各年度7月1日現在の通年人数

量の見込みと確保の内容

単位(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	301	305	275	304	270
	2年生	320	327	334	301	340
	3年生	208	206	209	204	191
	4年生	145	151	158	168	174
	5年生	76	82	86	87	95
	6年生	26	26	32	31	30
	A 合計	1,076	1,097	1,094	1,095	1,100
B 確保の内容		1,270	1,270	1,270	1,270	1,270
B-A		194	173	176	175	170

※各年度4月1日現在の通年人数

提供体制の考え方

教育委員会が算出した児童数の推計値にキッズクラブ利用実績等を踏まえると、令和8年度までは入室児童数が増加していきませんが、その後は横ばい状況になると見込んでいます。現行体制で量の見込みに対する確保は可能ですが、今後も学校区毎のニーズに配慮し、必要に応じ提供体制を確保します。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業内容

保護者の疾病等により家庭における養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て家庭を支える環境づくり及び多様化する子育て家庭への支援としての役割を担います。

実績

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	3	15	5	12	35

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	35	35	35	35	35
B 確保の内容	42	42	42	42	42
B-A	7	7	7	7	7

提供体制の考え方

事業の性質上量の見込みを正確に見込むことは困難であることから、実績に即して見込み量を設定しており、乳幼児を対象とした施設2か所と、児童を対象とした施設5か所の委託先において量の見込みを確保します。

④地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児とその保護者が気軽に訪れ、相互交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育て家庭を地域で支える機能のひとつとして、身近な交流の場や相談先としての役割を担います。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	21,096	28,851	33,281	37,561	37,530

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	36,661	35,848	35,639	35,305	34,971
B 確保の内容	36,661	35,848	35,639	35,305	34,971
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

当事業は、私立保育園（すみれ楽園、ひろみ保育園すくすく、はぐみの森保育園、可児さくら保育園、ひろみ保育園にここ）、児童館（帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター、兼山児童館）、絆る～むの市内9か所に設置し、乳幼児を育てる保護者が気軽に利用できる環境を整えています。

ニーズ調査により算出される量の見込みは、実績との乖離が小さく、現行の体制で確保可能です。今後も主に乳幼児を育てる家庭の支援拠点として現体制を維持していきます。

⑤一時預かり事業

事業内容

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かる事業です。

実績（幼稚園の預かり保育）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	26,852	29,971	33,870	34,450	34,303

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	34,087	33,728	33,994	33,513	33,948
B 確保の内容	34,087	33,728	33,994	33,513	33,948
B-A	0	0	0	0	0

実績（その他の一時預かり）

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	3,572	4,372	4,479	6,865	9,521

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

その他の一時預かり		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		9,442	9,292	9,319	9,144	9,222
確保の内容	一時預かり事業	9,239	9,098	9,129	8,962	9,043
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	203	194	190	182	179
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	B 合計	9,442	9,292	9,319	9,144	9,222
B-A		0	0	0	0	0

提供体制の考え方

幼稚園の預かり保育、その他の一時預かり事業ともに受け入れ体制が整っているため、現在の体制を維持していきます。

⑥病児保育事業

事業内容

家庭での保育が一時的に困難な乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かる事業です。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	125	66	35	86	87

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		76	70	65	60	56
確保の内容	病児保育事業	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	B 合計	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324
B-A		1,248	1,254	1,259	1,264	1,268

提供体制の考え方

市内保育園の2園（可児さくら保育園、梶の木保育園）で病児保育事業を実施し、1日5人の受け入れが可能となっており、量の見込み分は確保されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

⑦実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化にあわせ、新制度未移行の幼稚園に通う低所得者世帯及び多子世帯の子どもの副食材料費の負担を減免するものです。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	251	310	239	284	271

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	287	284	274	264	257
B 確保の内容	287	284	274	264	257
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

対象者には、副食費の減免を行っていくことから、量の見込みと確保の内容は同数としています。

⑧ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業内容

一時的な育児サポートが必要な乳幼児から小学生程度までの子どもを育てる家庭を、市民のボランティア会員が、預かり等の支援を行う事業です。

下記の実績及び量の見込みと確保の内容については、当事業のうち就学児の放課後の子どもの預かりについて記載しています。

実績

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

本市は、小学校区毎に放課後児童健全育成事業を実施し、児童の放課後の預かり需要に対応していることから、当事業における就学児の放課後の預かり実績はなく、また、ニーズ調査においても預かりを希望する回答がなかったため、量の見込み及び確保の内容を0としていますが、就学児の放課後の預かりに対する利用意向があった際には、当事業の現在の体制で対応可能です。

⑨妊婦健康診査

事業内容

妊産婦が、安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。本市では母子健康手帳交付時に配付する14回分の妊婦健康診査受診票により、医療機関・助産所において公費受診できます。妊娠期からの子育てが大切であることを啓発するとともに、母親の孤立防止や子育てについての不安の軽減を図ります。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	580	559	493	477	455

※受診者数＝各年度の対象人数×（回収した受診票数÷配付した受診票数）

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	559	554	549	543	540
B 確保の内容	559	554	549	543	540
B－A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

量の見込みは各年度の次年度の0歳の人口推計値であり、100%の受診を目指しているため、確保の内容も量の見込みと同様としています。人口推計上、出生数は減少傾向にあるため、現状の体制で実施可能です。

母子健康手帳交付時はマイナス10カ月からの子育て支援を推進するための重要な機会であり、健康診査受診票交付にとどまらず、親となる心構えの啓発、子育て支援にかかる情報提供やすべての妊婦との個別相談等、子育ての不安を解消する取り組みを他の支援機関等と連携を図りながら実施していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握と、それに対する助言を行う事業です。子育て家庭と行政とのつながりを築き、母親の孤立防止や子育てについての不安の軽減を図ります。

実績

単位（上段：人・下段：％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数／対象乳児数	644/681	666/709	615/645	601/609	579/579
実施率	94.6	93.9	95.3	98.7	100.0

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み （訪問数／対象乳児数）	565	559	554	549	543
B 確保の内容	565	559	554	549	543
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

量の見込みは各年度の住民基本台帳人口を基に算出した0歳児の人口推計値であり、100％の訪問を目指すため、確保の内容も量の見込みと同数としています。人口推計上、出生数は減少傾向にあるため、現状の体制で実施可能です。

妊娠期の経過を踏まえた訪問体制の下、子どもの成長とニーズに応えた子育て支援サービスの利用につながるよう、見通しを持った支援を進めます。

⑪養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

子どもの養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言を行う事業です。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

実績（養育支援訪問事業）

単位（世帯）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用世帯数	5	2	3	6	2

※令和6年度は実績見込み世帯

量の見込みと確保の内容（養育支援訪問事業）

単位（世帯）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 確保の内容	10	10	10	10	10
B-A	8	8	8	8	8

提供体制の考え方

事業の性質上量の見込みを正確に見込むことは困難であることから、実績に即して見込み量を設定し、見込み量に見合った訪問支援者による提供体制を確保します。

要保護児童対策地域協議会を設置し、児童の保護・支援及び予防のために必要な情報交換を行うための会議を開催し、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携体制を維持します。

⑫利用者支援事業

事業内容

市の教育・保育・保健事業や地域の子育て支援事業などの情報提供、また子ども・保護者の抱える課題や悩みに応じた相談・助言等を行うとともに、地域の子育て資源の育成や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

実績

単位(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	2	2	2	2	2

量の見込みと確保の内容

単位(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		2	2	2	2	2
確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	B 合計	2	2	2	2	2
B-A		0	0	0	0	0

提供体制の考え方

利用者支援事業は、子育て中の親子の身近な場所として、市民支援室において基本型を実施しています。また、専門的な見地から相談支援等を実施できるよう、こども家庭センター型を実施しています。すべての子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子育て支援センター事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう支援を行っています。

こども家庭センターを補完し、子どもの状況把握を行う地域子育て相談機関については、すべての子どもに対し、母子手帳発行時から3歳児健診まで担当保健師を配置し、子どもの状況把握を行っている本市においては、必要に応じて確保を検討することとし、当面は現在の体制を維持します。

⑬子育て世帯訪問支援事業

事業内容

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	—	—	—	—	100

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	100	100	100	100	100
B 確保の内容	100	100	100	100	100
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

事業の性質上量の見込みを正確に見込むことは困難であることから、実績に即して見込み量を設定しており、安定した養育環境等を整えるための訪問支援員による提供体制を確保します。

⑭親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	—	—	—	—	5

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	5	5	5	5	5
B 確保の内容	5	5	5	5	5
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

事業の性質上量の見込みを正確に見込むことは困難であることから、実績に即して見込み量を設定しており、家庭環境が複雑化し、子育ての不安や親子関係に悩みを抱える家庭に対応するための提供体制を確保します。

⑮妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

実績

単位（回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間相談回数	—	—	—	—	2,100

※令和6年度は実績見込み回数

量の見込みと確保の内容

単位（回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2,100	2,070	2,040	2,040	2,040
B 確保の内容	2,100	2,070	2,040	2,040	2,040
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

1組（妊婦及びその配偶者）当たり、3回以上の面談を実施できる提供体制を確保します。

⑯乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業内容

子育て世帯への支援を強化するため、0～2歳の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育施設を時間単位等で利用できる新たな通園給付制度です。令和8年度から全市町村で実施されます。

実績

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	—	5,280	5,280	15,840	15,312
B 確保の内容	—	5,280	5,280	15,840	15,312
B-A	—	0	0	0	0

提供体制の考え方

全ての対象児童が利用することを前提として量の見込みを算出(国の必要定員数算出式)していますが、国が経過措置期間としている令和8・9年度については、1人当たり月3時間の利用可能枠を想定し提供体制を確保していきます。

令和10年度以降は、国の算出式による必要定員数の確保を基本としつつ、実際の需要や利用実績の状況を踏まえ、必要な提供体制を確保していきます。

⑰産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

実績

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	231	232	197	281	272

※令和6年度は実績見込み人数

量の見込みと確保の内容

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	380	400	400	400	400
B 確保の内容	380	400	400	400	400
B-A	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

増加予測となる量の見込みに対し、産後ケア事業を実施する医療機関等を拡大する等、産後ケアを望む全ての母子に対応できるよう、通所型、訪問型、宿泊型を実施し、提供体制を確保します。

3 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる考え方

認定こども園は多様化する保護者のニーズに柔軟に対応することができます。本市においてはこれまでに私立保育園3園が保育所型認定こども園に移行しており、令和7年度にも、私立幼稚園1園が幼稚園型認定こども園に、私立保育園1園が保育所型認定こども園に移行を予定しています。今後も幼稚園・保育園のそれぞれの特徴を活かした運営を行うとともに、保護者のニーズや地域の実情を勘案しつつ、私立幼稚園・保育園が認定こども園に移行する場合には、円滑な移行に協力していきます。

(2) 外国籍や障がいのある幼児への積極的な支援について

外国籍市民の転入・増加が続いています。文化、生活習慣の違いや言語の壁があり、保護者やその子どもには保育に対する不安があります。そのような不安を取り除くため、外国語版による事業案内・申請書等の提供や通訳の配置により、保護者や幼児、保育士との円滑な意思疎通を図るなど、安心と信頼を持ってもらえる保育を提供していきます。

また、需要が高まっている障がいのある子どもの就園については、幼稚園・保育園において、加配の職員を配置するなど、きめ細やかな教育・保育を提供していきます。

国籍や障がいの有無に関係なく、誰もが安心できる教育・保育のサービスを積極的に提供していきます。

(3) 質の高い幼児期の教育・保育について

質の高い教育・保育の提供の推進に向けて、職員の配置や適切な教育・保育環境の整備などにおいて県や市による監査等を行うとともに、施設や設備の充実について支援をしていくなど、より良い教育・保育環境の整備を進めます。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・保育園それぞれの市内園が合同で研修等を行い、知識や技術の向上を図り職員の資質向上に努めます。

(4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割について

幼稚園・保育園等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指して、幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みを推進します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実により、すべての家庭が安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の整備を進めます。

各事業における役割や特性を活かしそれらを効果的に組み合わせ、市全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取り組みを進めていきます。

(5) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園の職員同士の交流事業や研修等を通じ共通理解を図るなどして、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を図ります。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携を図るため、「幼保小連携推進会議」「幼保小連携協議会」の開催を通じ、情報共有や職員間の交流を進め、幼稚園・保育園から小学校への子どもの育ちとまなびの円滑なつながりを図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、幼児教育・保育の無償化の主目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できるよう給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上や事務の円滑化等を図るため、各園の意向も踏まえながら、給付方法や事務手続きの変更について検討していきます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、運営状況の把握等に当たっては、岐阜県との連携・情報共有のもと、保育の質の向上を見据え取り組んでいきます。